地下鉄の駅務員

24時間勤務に耐える日々

24時間反復勤務の内容

朝　…9時15分
↓（仮眠…4時間45分）
翌朝…9時15分

※この勤務を通常月8回

朝9時15分から翌朝9時15分まで。仮眠室での4時間45分の仮眠をはさむ24時間勤務。市営地下鉄の過酷な労働実態が明らかになりました。嵯峨サダ子議員が取り上げたものです。

意識失い救急搬送

嵯峨議員「勤務明け後、翌朝また、同じ時間に出勤して24時間勤務を繰り返す。帰宅し、意識がなくなり、救急車で搬送された駅務員もいる。この人の場合、月12回の24時間勤務、明け番の日もそのまま他の駅に移動し超過勤務、公休日も超過勤務だった」

交通局「職員が救急搬送されたことは、承知している」

嵯峨議員「こんな勤務は、労働基準法違反にならないのか」

交通局「労使協定にそってやっている」

嵯峨議員「市は、仮眠時間を勤務時間に入れていないが、仮眠室は駅務室の中にあり、駅務員は地下鉄終業後にすぐ仮眠できるわけではない。シャッターを閉めるなど11もの終業業務があり、仮眠室で横になっても、夜間工事など入れば、ドリルの騒音で眠れない日もある」

駅員を増やし市民の安全守りましょう。

泊まり明け、夕方まで。32時間

嵯峨議員「市は、南北線8駅、東西線9駅の業務を民間に委託している。そこの勤務だが、泊り明けにそのまま夕方まで勤務し、32時間拘束になるという過酷な実態もある。委託先の駅務係員の勤務形態は、どうなっているのか」

交通局「交通局の勤務形態と同じような形態になっている」

嵯峨議員「休息時間が短い、休日は一般社会に比べ3割近く少ない。なぜ、こうなっているのか。人が少ないからだ。東西線の駅務係員の半数近くが派遣と有期雇用だ。こうした人たちの年収は300万円程度。サービス改善にもつながらず、人件費削減目的の業務委託となれば、結果的に労働者に支払われるべき賃金が企業利益に回されていることになる」

交通局「受託事業者の責任。交通局が指導する権限はない」

嵯峨議員「市直営も委託先も、24時間反復勤務を見直し、明け番の次は公休にするなどして、人間らしく働ける勤務サイクルに改善を」

各駅2人体制で安全を守れるか

嵯峨議員「現在、各駅2人体制だが、業務の範囲は広い。身体に障害を持つ乗客の手伝い、乗客同士のトラブルや酔客への対応、ICカードの取扱いなど多岐にわたる。南北線では、車いすの乗客の乗降をお手伝いしている」

交通局「車いす対応は、南北線で5684件（2016年度）。1駅1日平均3件だ」

嵯峨議員「業務量の増加、災害時の対応も考えると、2人体制は、もはや限界だ。乗客の安全を守るためにも、駅務員、駅務係員の体制を強化、拡充すべきだ」

就学援助の入学準備金

入学前に支給されれば、どんなに助かるか

就学援助制度は、経済的理由により就学が困難な世帯に対し、地方自治体が就学諸経費を支給し、教育を等しく受けることができるようにする制度です。ふるくぼ和子議員は、就学援助のなかの新入学学用品費（入学準備金）が仙台市では、就学前に支給されず、保護者に困難を強いている現状にふれ、改善を求めました。

国も就学前の支給を通知

ふるくぼ議員「文科省から3月31日に通知がきているが、どういう内容のものか」

教育局「新入学学用品費（入学準備金）の予算単価の見直しと、小学校入学前の新入学学用品費の支給を補助対象にする、というもの」

ふるくぼ議員「国の交付要綱上も、小学校入学前に支給できるようになったということだ。入学前支給の必要性をどう考えているか」

教育局「必要な時期に支給することがのぞましいと考えている」

ふるくぼ議員「昨年度のうちに支給している自治体、新年度から実施を決めている自治体は、年度末に100を超えている。政令指定都市では札幌、新潟、福岡、北九州など。仙台市でもやれるのではないか」

教育局「国の通達をふまえ、他の政令市の例を参考にしながら、検討している」

就学援助を受けている子ども（2016）

	小学校	中学校
学用品費等	4995 人	3006 人
修学旅行費	826 人	934 人
郊外活動費	908 人	984 人
入学準備金	616 人	899 人
体育実技用具費	——	232 人

中学生も入学前に支給を

ふるくぼ議員「中学校の入学準備金は、これまでも小学6年生のときに支給できるようになっている。なのに仙台市が支給してこなかったのは、おかしい。

中学校入学には、制服代、通学かばん、体操服、上履き、美術セット、音楽のリコーダーなど、入学前に10万円以上ものお金がかかる。小学生のうちに就学援助を受けていて支出が大変だとわかっている世帯を把握しているにもかかわらず、入学前支給をおこなっていない」

教育局「必要なときに、お渡しできるのが一番のぞましいだろうが」

ふるくぼ議員「ある中学校では、入学予定の生徒の保護者から、制服が用意できない、どうしたらいいかという相談が毎年何件かあるという。保護者や先生が、リサイクルとかおさがりとかを調達するため走り回っている。子どもにとっては、いっしょに入学する子どもたちがきれいな制服に身を包み、真新しい上履きをはいている中で、そうではない自分がいるわけだから、こんなにつらいことはない。入学前支給は、やろうと思えばすぐにもできると思うが」

教育局「入学前支給は、従来から国の対象として認められていた」

修学旅行に行けない子も

ふるくぼ議員「就学援助のなかの『修学旅行費』もあとからの支給だ。費用が支払えず、修学旅行に参加できなかった子どもが毎年のようにいるという声を聞いている」

教育局「修学旅行費は、旅行後2、3ヵ月後に保護者に支払っている。旅行に参加しない生徒がいることは認識している」

ふるくぼ議員「いずれも予算が新たに増えるものではなく、支給の時期を変えるだけだ。それで、もっと役に立つものにできるという話だ」

日本共産党　仙台市議団ニュース
№673　2017年10月号　日本共産党仙台市議団　仙台市青葉区国分町３丁目　仙台市役所内
☎214-8786　fax211-8084　メール jcpsendai@nifty.com